

令和 2 年度（2020 年度）広報広聴技術研究会実行委員会
次第

令和 2 年（2020 年）7 月 1 3 日（火）書面開催

議 事

- （1）議案第 1 号 実行委員会規約及び事務取扱要領の改正について
- （2）議案第 2 号 役員の選定について

令和2年度（2020年度）広報広聴技術研究会実行委員会 名簿

（役員）

所属	職名	氏名	備考
北海道町村会	常務理事	柴田 達夫	委員長
北海道市長会	事務局次長	那須 秀昭	副委員長
北海道町村会	事務局長	山内 康弘	監事
北海道市長会	事務局参事	野宮 治夫	監事

（実行委員会事務局）

所属	職名	氏名	備考
北海道総合政策部知事室広報広聴課	課長補佐	阿部 真理	事務局長
北海道市長会事務局	主査	垂石 大祐	事務局員
北海道町村会総務部	主事	大田 脩平	〃
北海道総合政策部知事室広報広聴課	係長	堀 智彦	〃
北海道総合政策部知事室広報広聴課	主査	伊藤 知洋	〃
北海道総合政策部知事室広報広聴課	主任	中村 俊介	〃
北海道総合政策部知事室広報広聴課	主事	森本 ひとみ	〃

各議案の概要説明

(1) 議案第1号 実行委員会規約及び事務取扱要領の改正について

道で6月「実行委員会方式による事業実施マニュアル」が策定されたことに伴い、広報広聴技術研究会実行委員会規約及び事務取扱要領を改正する。

○ 規約改正

マニュアル別表2「実行委員会等の規約に規定すべき事項」において定められた「議決方法」、「剰余金、欠損金の処理方法」を追加。

○ 事務取扱要領改正

マニュアル4(1)④において、「事務局長は、事務局長が決裁することとなる支出の想定額に応じ、北海道財務規則で定められている決定者と同等職以上の職員を充てるものとする(本庁課長職2千万円未満)。」とされたことから、広報担当課長を事務局長とする。

(2) 議案第2号 役員の選定について

- ・ 人事異動により、道から三浦広報担当課長が選出。
- ・ 三浦広報担当課長には副委員長兼事務局長をお願いする。

広報広聴技術研究会実行委員会規約

(平成18年 5 月15日 北海道知事政策部知事室広報広聴課長決定)

(平成18年 5 月24日 広報広聴技術研究会実行委員会決定)

(平成21年 5 月20日 広報広聴技術研究会実行委員会決定)

(令和 2 年 月 日 広報広聴技術研究会実行委員会決定)

(名 称)

第 1 条 この会は、広報広聴技術研究会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、本道の自治体における広報広聴技術の向上や広報活動の奨励を目的として行う「広報広聴技術研究会」及び「北海道広報コンクール」を円滑に実施することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 広報広聴技術研究会に関すること。

(2) 北海道広報コンクールに関すること。

(3) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、北海道、北海道市長会及び北海道町村会から選出された委員をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 2 名以内

(3) 監事 2 名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第 6 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 1 年とし、再任を妨げない。

(実行委員会)

第 8 条 実行委員会は、委員長が必要に応じてこれを招集することを原則とするが、特に緊急を要する場合は書面審議によることができる。

2 実行委員会の議長は、委員長が務める。

3 実行委員会は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。

4 実行委員会に委員が出席できないときは、委員の所属する機関又は団体等から代理の者を出席させることができる。

5 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(小委員会)

第9条 委員長は、実行委員会の事業を円滑・効果的に推進するため、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 委員は、委員長が指名する。

(会計)

第10条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、北海道総合政策部知事室広報広聴課に事務局を置く。

2 事務局員は、北海道市長会、北海道町村会及び北海道の職員をもって充てる。

(剰余金等)

第12条 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、実行委員会で審議し、処理する。

(委任)

第1-3条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。

この規約は、平成21年5月20日から施行する。

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

広報広聴技術研究会実行委員会事務取扱要領

(平成18年6月 1日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成19年7月 1日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成21年5月20日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成22年5月17日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成22年5月18日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成22年7月 1日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(平成24年5月 7日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(令和 2年5月20日広報広聴技術研究会実行委員長決定)
(令和 2年 月 日広報広聴技術研究会実行委員長決定)

(目的)

第1条 広報広聴技術研究会実行委員会規約第13条の規定に基づき、事務処理の適正な執行を図るため、広報広聴技術研究会実行委員会事務取扱要領（以下「要領」という。）を次のとおり定める。

(事務局長)

第2条 事務処理の適正を図るため、事務局長を置き、事務を管理し執行するものとする。

2 事務局長は、北海道総合政策部知事室広報広聴課**広報担当課長**（以下「**広報担当課長**」という。）とする。

3 **広報担当課長**は、事務局長の事務を補助執行させるため、事務局員に事務処理を行わせることができる。

(決裁と専決)

第3条 事務はすべて委員長の決裁を経てから施行しなければならない。ただし、次に掲げる事項並びに重要又は異例に属するものを除くほか、事務局長に専決させることができる。

- (1) 実行委員会の開催及び議案に関すること。
- (2) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 1件の金額が50万円以上の予算支出及び契約に関すること。
- (4) 現金の出納及び保管に関すること。
- (5) 予算の流用及び予備費の充用に関すること。

(代決)

第4条 委員長不在のときは、副委員長が委員長の事務を代決する。

2 副委員長が2名いる場合の代決の順序は、以下のとおりとする。

- (1) 北海道市長会から選出された副委員長
- (2) 北海道町村会から選出された副委員長
- (3) 北海道から選出された副委員長

(預金口座)

第5条 経費の受入及び支払に係る口座は、「広報広聴技術研究会実行会委員長名」とする。

2 預金口座に係る通帳は、委員長所属の事務局員が適切に保管する。

(経費の支払)

第6条 経費の支払は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）に準拠して事務処理するものとする。

- (1) 支出負担行為及び支出決議等の決定は、その内容を明らかにする関係書類を添えて、決裁権者の決裁を受けるものとする。
- (2) 支出負担行為及び支出決議等の決定書等は、この要領に定めるもののほか、道費の支出決議諸様式を準用するものとする。

2 経費の支払事務の適正を期すため、北海道町村会総務部長を指定（以下「指定職員」という。）し、支払事務終了後に預金通帳及び支払証拠書類等により、当該支払事務の内容を確認することとする。

(備付帳簿)

第7条 事務局長は、その所掌に属する次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記録しなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 収入、支出予算経理簿
- (3) 旅行命令簿
- (4) その他必要と認めた帳簿

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項については、委員長が別に定めることができる。

附則

この要領は、平成18年6月 1日から施行する。

この要領は、平成19年7月 1日から施行する。

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

この要領は、平成22年5月18日から施行する。

この要領は、平成22年7月 1日から施行する。

この要領は、平成24年5月 7日から施行する。

この要領は、令和 2年5月20日から施行する。

この要領は、令和 2年 月 日から施行する。

議案 2

令和 2 年度（2020年度）広報広聴技術研究会実行委員会委員（案）

所属	職	しめい 氏名	備考
北海道町村会	常務理事	しばた たつお 柴田 達夫	委員長
北海道市長会	事務局次長	なす ひであき 那須 秀昭	副委員長
北海道総合政策部知事室広報広聴課	広報担当課長	みうら ひろあき 三浦 寛明	副委員長 兼事務局長
北海道町村会	事務局長	やまうち やすひろ 山内 康弘	監事
北海道市長会	事務局参事	のみや はるお 野宮 治夫	監事